

令和4年7月11日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

産業厚生委員会

委員長 佐 藤 肇

産業厚生委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 魚沼市内スキー場について
(2) 行政視察について
(3) その他

- 2 調査の経過 7月11日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。

魚沼市内スキー場について、執行部へ質疑を行い、委員会として、協議会の設置に向けた要綱を作成するよう意見することとした。また、魚沼市内スキー場の存続方針（案）について、委員会での意見を尊重したうえで、市内スキー場事業者との協議にあたることを承認した。

行政視察について、視察先への事前質問について確認した。また、実施については、委員長と事務局に一任することとした。

産業厚生委員会会議録

1 調査事件

(1) 魚沼市内スキー場について

(2) 行政視察について

(3) その他

2 日 時 令和4年7月11日 午後1時30分

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤達雄、浅井宏昭、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、佐藤敏雄、
渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、吉田産業経済部副部長、鈴木観光課長

7 書 記 佐藤議会事務局長、大竹主任

8 経 過

開 会 (13:30)

佐藤(肇)委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから産業厚生委員会を開会します。早速、本日の議題に入りたいと思います。

(1) 魚沼市内スキー場について

佐藤(肇)委員長 日程第1、魚沼市内スキー場についてを議題といたします。6月23日に産業厚生委員会におきまして、魚沼市内スキー場の存続方針(案)についてということで、市長から説明をいただいております。なお、日程等の都合により十分な時間を取ることができませんでしたので、本日改めて時間を取り質疑調査等を行いたいと思っております。それから、執行部から追加の補足説明等があれば先にお願いをいたします。

内田市長 補足は今のところございません。

佐藤(肇)委員長 それでは質疑を行いたいと思います。順次、発言をお願いいたします。

富永委員 これまでの市長の考え方が示されてきて、ランドデザインとして市内3つのスキー場を1つのスキー場と考えてやっていきたいということでした。その中には、議会のほうで示した提言書なんですけれども、1つのスキー場として運営をしていくべきではないかということも確かにございまして、そのような方向でもって案が示され、委員会のほ

うとしては適当であろうと意見を述べたことがございます。それで、1つのスキー場とすると言ったときに、最初は10年、そして5年、また前回、自分は5年ではなく3年くらいの期間の中で実現できないかということを発言させていただきました。技術的には大変難しいところがございますけれども、3つのスキー場の運営事業者に声かけをしてその辺をどうやっていくのか。1つにまとめていくための方策といたしますか、段取りというのとはどんなふうを考えていますでしょうか。

内田市長　4月21日に事業者の皆様にお話をさせていただきました。そのときはグランドデザインと10年を目途にという話をさせていただいて、事業者の皆さんからは、全員ではないんですけども、10年じゃなくてもっと早くてもという話もありました。けれど、期限を10年ということで話をさせていただいた経緯があります。そうした中で、委員の皆さん、そしてまたいろいろな意見を聞きますと、やはり長いというふうに捉えられることがあります。5年という話を委員会からいただきましたので、それを検討していくということですが、5年はこの前も富永委員にお答えさせていただいたとおり期限であります。足腰の強い体制を作るということは早いに越したことはないというふうに思うんですけども、4月21日に10年という話をさせていただいて、その後5年という話も事業者の皆様にご直接説明をしているわけではございません。事業者の皆様と膝を交えて説明をさせていただき、そして合意のもとでそれより早くなるということを目指し、足腰の強い組織を1日も早くということを実業者の皆様と検討させていただくことが先決だというふうに思っております。

富永委員　自分はもう少し具体的な方向性や考え方を聞きたかったんですけども。

話が戻ってしまって申し訳ないのですが、前回リフトの架け替えについては議会のほうでは全体計画が示されていないということと、市内スキー場を市直営から指定管理にし、指定管理から民間への貸し出しということでスキー場条例を廃止したことがあり、予算付けをする根拠がなくなったということで前回は否決させていただきました。そのときにも、スポーツ振興条例なりスポーツ施設管理条例なりというふうなものがあれば、そういった予算付けも可能であろうということで委員のほうから意見を出さしてもらいました。ですので、そういったところと今私が言っている1つの運営事業者ですよね、それを具体的にどう呼ぶのかということを考えるべきだと思います。いきなり3つのスキー場を1つの法人というのは厳しいかもしれません。ですので、そのための3スキー場と連携をした今後の協力体制をどうやって考えていくのか。組織作りですよね、その辺もするべきだと思うんですけども、そのところはどのようなふうを考えていますでしょうか。

内田市長　1本化する組織作りということだろうと思うんですけども、行政が主導して組織を作っていくということは、私はやっぱり事業者の皆さんが主体となってやるんだという中で進めていくことが大事だろうと。湯之谷のA会社と小出のB会社と252号線のC会社が1つになるということは非常に大変なことでもあります。ましてや法人格も違います。そういった中で1つの組織にしていくということについては、行政がこうしていくんだということよりも、民間が主体となってそして1つの方向を出していく。それに市が積極的に関わっていかねばならないことではありますけれども、主導は民間が行うべきであるというふうに思っております。

富永委員　確かにそうなんですけれども、やはり民間の事業者だけではなく市と一緒になっ

て考えていくというところが大事だと思います。3つのスキー場それぞれに特徴があり得意分野もあると思います。ですので、リフト修理点検だとかが得意な皆さん、スキー学校でもその他の一般客であっても誘客が得意なところもあると思います。それぞれが得意とするようなところをまずは全体で取り組めるところをやるべきだと思います。市長が代わるたびに方針が変わるのもうまくないですので、自分が言いたいのは早いうちに考え方と方針を示して、内田市長の任期中にできるだけ本当の方向性を作るべきだと思います。ですので、時間を5年ではなくてもっと早くと言っているのはそういうところの意味もあります。その辺のところを考えていただきたいと思いますし、スキー場はやはり民間だけでは厳しいと思います。民間と市がどうやって運営できていくかというところを考えるべきだと思いますので、主体性は事業所ですけれども市が主導して考えていくべきだと思います。その辺をもう一度聞かせていただけますか。

内田市長　　まず、富永委員が先ほどおっしゃったことからということがありましたけれども、できれば営業ですとか受注の調整ですとかそういうものの協議会は今もあると思いますし、そのきちんとした形を今年度中、今年度中というのは2年のうちの今年度中ということになりますけれども、それは作っていただくことが必須だと思います。今、現にそうやって3つのスキー場がいろいろ協議をされていることだと思いますので、できることをすぐ整理して協議会は作っていただきたいというふうに思います。そしてまた、先ほど言った5年を3年にとか、私の任期中にということをおっしゃっていただきましたけれども、まだその10年から5年というのを先ほど話したとおりに事業者の説明も話し合いもしてありませんので、そのところで何とかいう話をさせていただければと思います。

富永委員　　現に協議会の組織のようなものと承知はしておりますけれども、それを一本化の会社にするための、そういったところも重点に考えていく活動をその中に組み入れて欲しいということでもあります。

内田市長　　事業者との話し合いの中では、そういうことをきちんと説明をさせていただきたいというふうに思っております。

志田委員　　先ほど富永委員のほうからも質問があり、私も富永委員の質疑に若干被っているところはあるんですけども、私なりの考えと市長の考えを質疑したいと思います。市が1つの会社にするために主導ではなく、事業所が主導して1つの経営体を作る。そういった方向ではなくて、1つの会社にするために市が旗振り役をする。どういうふうになれば1つの事業体ができるのか、私もまだ全然分からないんですけども、ただ事業所に協議会を作って立ち上げてもらいたいというふうなことを示してもなかなか進まないと思います。なので行政のほうから3年間の間に、1年目はここまで、2年目にはここまでというタイムスケジュールを設定していただいて、それを行政のほうでチェックする、あるいは議会のほうに報告する。そういったものができないのかどうか、伺います。

内田市長　　3つの事業者の方に、1つになるようにやっってくださいと丸投げしても、できないと思います。そうした中で、市が用意できる中小企業診断士ですとか、いろいろな方の手法とか、そういうものを提案させていただきながら、1年はここまで2年はここまでというよりも進み具合によって、先ほど言いましたように5年は期限だけでもできるだけ早く足腰の強い1本化にできませんかという話をさせていただきたいというふうには思います。ただいきなり、さっき言いましたように1つの企業として1年2年では絶対にできない。

できますと言ったら嘘になると思います。5年は期限だけれど目安として3年だとかそういう話はさせていただきますが、そこをクリアしていくための今後の事業者との話し合いであります。こうしたら3年になるとかこうしたら2年になるとか、そういう話は今は決められないので、お互いに事業者の皆さんと一緒に話をしていきたいと思えます。そのための、いろんな市のほうで用意するものは全て用意させていただきながら事業者の皆さんと話し合いをさせていただきたいというふうに思えます。

志田委員　5年がいいか3年がいいかということは置いておいて、とにかく3年間でどうしても1つのスキー場、事業体を完成させるんだという意気込みが表に表れてくるような行政側の態度であったり、事業者側も3年で1つの事業体を作るんだというその意思が市民の皆さんにも伝わるような協議会、内容の説明を私たちは望んでいると思います。今、市長が言われたように、できることをその場その場で繋いで1つのものに作りたいという部分を、明確に市民に分かるよう説明していただきたいと思えます。

佐藤（敏）委員　少し遡るような話になるんですけども、何で一本化が必要なのかということはスキー場を考える議員の会で、1年間いろんな調査をして、人口が合併して約1万人減っているんですね。少子、非常に子どもの数が減っています。そういった中で、3つのスキー場が続けられないだろうと、ただ雪国としてスキー場が大事だと。でもこの先のことを考えれば、少子化の中で全てのスキー場は運営できないだろうと、そういう提案になっているのだとその辺は理解していただいていると思います。そうした中で、いつまでも市がスキー場の問題にお金を投じていかれるということはないと思えます。少子化の中で、今後市には別のお金がかかってくる。お金がかかってくるというのは、今から合併前に作った施設が全部老朽化をしてきていて改修なり解体なりが必要になる。これが、今年の春に事務局のほうで提案された件で、この5年間、7年間の中で毎年40億から50億かかる。そういった中で、予算を見ながら計画的にやっついていかないと市の予算が大変なことになるという話だったわけですけど、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。

内田市長　私も、議会の皆さんも、スキー場は必要だと一致しているというふうに思えます。何で必要なのかということが、市民の皆さんに説明する一番大事なところだと思います。前も1回説明しましたが、観光客を目的とするリゾートスキー場ではなくて、当時から目的が大きく変わり、市内の子ども達、市外の教育旅行の受け入れ、そして健康増進、そういったことからスキー場が必要だということです。そのためには、事業者の方だけの努力ではスキー場を維持していけないということから、市が目的に沿った支援をしていくということで、説明をさせていただいてきたつもりでありますし、そう思っております。そして、事業者の経営努力、企業努力をこれからも、観光の目的ではないにせよいろんな営業を3つのスキー場が特色のあるエリアと持ち味を生かしながら営業をしていくということが大事だと思いますので、その財産を利用した中で目的に沿った施設にしていく。そしてまたそこを事業者の皆様から企業努力、経営努力をしていただくことが必要だというふうに思っております。その辺を事業者の皆さんときちんと話をさせていただきながら、その期間とかいろんなこととお話ししなければならないと思っております。こちらのほうでやれやれと言ったって、できなくなると必要なスキー場がなくなるということでもありますので、どうやったら継続していけるかということ、今までも本気だったんだろうと思

いますが、1つの経営体にせよ、どういう営業の仕方にせよ、そういうことをきちんと話をしていかなければならないというふうに思います。

佐藤（敏）委員 その辺の気持ちはよく理解できます。ではもう1つ、別の角度から質問をさせていただきます。条例を戻すという話があるんですけども、このことについては平成25年からたびたび審議をした中で普通財産にしなければだめだということで、10年間それについてずっと話をしてきました。これを戻すということになると後戻りになるので、富永委員のほうからもありましたけれども、別の方策でやる方法について議論する必要があると思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

内田市長 条例の名前についてだと思いますけれども、先ほども言いましたが当時、条例を廃止したときとのスキー場の存続の目的が変化しているということになっております。郷土愛の醸成だとか教育だとか、今までお話ししてきたことに対しての、そういったことを考えた上での新たな条例制定を提案するというございますので、私としては逆戻りという考えではないです。例えばいろんな条例が現在ございます。そういったものを検討していった目的に沿った条例となるのであれば、検討をするのは当然だというふうに私は思います。しかし、目的があったのが今までのスキー場条例というものであったわけですので、それを逆戻りということであれば、どういう条例がいいのか目的に沿ったのが考えられることであるので、それは検討してまいりたいというふうに思います。

佐藤（達）委員 市のほうで先に示されておりますランドデザイン、こういったところに沿って1つの会社に統合するということになりますと、効率ですとかそういったところが優先されてしまわないように、今あるスキー場の良さというものを大事にしながら1つの運営体の方向性に持って行っていただきたいと思います。そういったところは、これから進めるにあたってどんなふうに進めていくと考えておられるのでしょうか。特色を生かしながらやって行っていただきたいという気がいたします。

内田市長 連携を取りながら、しっかり3つのスキー場が特色を生かしながらやるということは、市というよりも事業者の方はそう思ってやっていることだと思いますので、そこを大事にさせていただければというふうに思います。

佐藤（達）委員 現在、経営体のほうが株式会社のところもありますし、NPO法人のところもありますし、それぞれ違っております。また、それぞれの法人の中でもスキー場の関係をやっていたり、あるいはいろんな蕎麦栽培ですとか温泉のほうをやっていたり、そういったところがあります。特色のある中で1つの法人にまとめていくということになりますと、それらをうまく加味しながらやっていくということが大事なのではないかなという気がしますが、そういう点ではいかがでしょうか。

内田市長 今、どういう組織がいいかということは私は言えませんが、そういうことを事業者の方と市も交えて話をしていきたいと思っております。

浅井委員 行政財産についてなんですけれども、先ほど市長も3つのスキー場を1つにするのは大変だというようなことをおっしゃってました。5年経っても組織が設立できなかった場合には、こないだもらった資料のほうには指定管理は更新しないということが書いてあります。そうすると5年経ってからは、もしも新しい組織が設立できなかったら、そのまま市が行政財産のまま支援していく恰好になるのでしょうか。

吉田産業経済部副部長 今は、事業者の方へ5年間の中で新たな組織運営の体制作りについ

て検討を始めていただきたいという説明は、まだこれからであります。私どもの中では、5年の期間の中で新たな経営体と組織の体制をどうやって取り組んでいくか、その協議を市も関わった中で、まずはそこを最優先で取り組むというふうに考えております。5年後、新たな組織経営体ができず指定管理のほうの更新ができなかったというところは、現時点ではまだそこまで想定しておりませんので、今質問があったことについては現段階ではお答えできません。

渡辺委員　ほとんどの委員の皆さんから質問が出ましたので、先日示されました将来像を具体化する取り組みというところから指摘させていただくとすれば、まず行政財産化することについてなんですけれども、先般私のほうからもスキー場条例というものではなく別のものだという話をさせていただきました。魚沼市にはスポーツ施設条例があるのかなと思ったら体育施設条例ですかね、ですのでそういうところに入れる。あるいは、観光等の行政財産の部門の中に落とし込むというような方法もあるかと思いますが、そのような方法は可能でしょうか。

内田市長　具体的なことは言えませんが、逆戻りという例え話がありましたけれども、私はそうではないと思っているのですが、市民の皆さんがそういうふうに捉えられるということもあると思われま。そこについては、先ほど吉田副部長が答弁させていただいたとおり、いろいろな教育関係の体育施設ですとか条例がありますけれども、その中に施設として入れるという方法もあろうかと思えます。あろうかと思えますが、そうしたときにじゃあ市のものだから今度は逆にそういうふうに捉えられないか、企業努力がそこで出るのか、そういったことも加味しながら、どういう条例がいいかを検討させていただきたいと思えます。名前をこだわるわけではなくて、どういうものが必要だというスキー場の目的に沿う条例がどういった形で支援できるかということを考えながら検討させていただきたいというふうに思えます。

渡辺委員　こういう民営化の話が出る前は、魚沼市はスキー場条例があり、そして特別会計だったわけですね。どういう形で特別会計でやっていたのかという経緯は分かりませんが、小出は教育目的の施設であったり須原は観光目的の施設であったりというところで、条例の中で以前は落とし込んでいたのかなという気がいたします。それを、魚沼市全体のスキー場として運営していくために、魚沼市スキー場条例を設置し、特別会計として運営してきたのかなというふうに思っています。この辺りに自分が議員として関わっていませんのでどういう経緯だったか分かりませんが、そのように須原はどちらかといえば観光目的が大きいかなと思えますし、小出ですとか薬師はどちらかという教育目的の施設ではないかなという気がいたします。それらを1つの条例とするには、やはり先人達が考えたみたいに特別会計にせざるを得なかったのかもしれないと。そうするならば今回、1つの条例に3つのスキー場を落とし込むのではなく、別々に分かれたとしても、私はいいのではないかと考えています。

今ほど市長のほうから、条例で行政財産によって事業者の主体性がなくなることを危惧するような言い方を少しされていたので、その意味が私には分からないんですけれども、それだったら行政財産なんかしなければいいわけです。でも恐らくそうではなくて、そういうふうに考えているのは市長ではなく執行部の上層部のほうかなと、逆に思っているんです。要するに事務方、政治家ではなく事務方のほうでもって、そういう懸念が生まれる

んではないでしょうかねというようなことをおっしゃっているのではないかと想像するわけです。その条例のところについては、今ほど市長のほうからスキー場条例にこだわるわけではないというお話がありましたので、そこは執行部側が今後9月議会に向けてどのように検討するか。そして、事業所の皆さん方にどのように説明していくかはお任せしたいというふうには思います。私になぜ、観光目的や教育目的でしたほうがいいのかというお話をさせていただくかといえば、運営体制と繋がりますけれども、この10年間事業者の皆さんにどういう運営形態にしますか、無償譲渡するにあたってどうしますか、皆さん方で考えてくださいと言いつけてきました。でも、事業者にしてみたら、市からどんな支援があるのか、どういうバックアップがあるのかも分からない中で、事業者だけに運営形態を考えろだとか言われたら、絶対に考えられないと思っています。資料には「併せて持続可能な魚沼市スキー場に向けた新たな組織体制方針及び経営計画を令和9年10月までに作成する」と書かれております。これは市長の思いだと思います。事業者の方にはこれからお願いしていくわけですので。今年、令和4年から営業や団体受け入れ、作業面などの調整連絡強化を図ることをまずは最優先とした連絡協議会を令和4年中に立ち上げるというお話で、これに対して先般3つの運営事業者を中心とした任意の組織作りが必須と書いてあります。どのような組織を想定するのかという質疑に対して、市長のほうでは3つのスキー場のある程度責任のある方から構成していただいて協議会的なものを早急に作っていただく、という言い方をされているんですね。ご自分が責任を持って作っていくではなく、事業者に対して作っていただくという言い方をされております。私はこの10年間、そうしたやり方で何ひとつ決まらずに過ぎてきたというふうに思っています。私達、議会側からすれば、例えばこういう形で支援したらどうだろうかとか、こういう運営体制はどうだろうかという提案を委員会の中でもさせていただきましたし、個別に会派等で商工課の課長等とPFIの手法はどうだ、というようなことも言わせていただきました。ですが、担当課のほうから事業者側にそういった話はほとんどなく、皆さんどうですか、というのがずっと10年間続いてきたわけです。

この中に、先ほど市長も中小企業診断士ですとか、そういう方からまたレクチャーしていただきながらみんなで学んでいくという話がありましたけれども、そういったことを市長が提案する限りはやっぱり市が責任を持つということが大事だと思います。それで例えば、これは仮称ですけども、持続可能な魚沼市スキー場に向けた新たな組織体制編成協議会設置要綱、というような要綱を作る。要綱ですから、目的があり、委員の構成があります。そして構成委員の中には、今現在もすでに3事業所と奥只見丸山の事業所が一緒になっていると協議をされているということもありますから、その委員会構成の中には丸山スキー場のほうも入っていただいてもいいのか。その辺りはこれからの検討課題だとは思いますが、1番目に目的、2番目に協議会の構成員、3番目として今回は薬師のスキー場ですけども事業所の皆さんから考えていただくには、薬師、小出、須原、それぞれの事業所がこれから索道をどうするのか。ゲストハウスなども市の持ち物になってます。そういったものも改修していかなければならない。そういった予算ですとかを考えていくんだというような1文を要綱の中に設けていただく。そして先ほど市長が、前回でも5年でできないものは10年でもできませんとおっしゃっており、ただ3年でできるかどうかは分からないというお話でした。そうであるならば、この設置要綱の中に目的と共

に最終期限と、もしそれよりも早くに新たな組織体制ができあがったときには実行へ移すというような文言があっただろうかと思いますが。私が教育委員会ですとかそういうところが見たほうが良いかと思っているところには、支援のところのハード面だけではなくソフト面というところがございます。そういう意味では、先ほど市長が当初の民営化するときの目的と環境が変わり、教育や健康増進、そういったところの目的も多くなっているんだというお話がありました。福祉部門ですとか教育委員会の部門からもぜひその委員の構成になっていただくような形で、魚沼市全体でこのスキー場問題を考えていっていただきたいというふうに思います。ただ、先ほど市長のほうでは、そうすると結局、市が全部引き受けてしまい、事業者の主体性がなくなるのではないかというようなニュアンスの発言がありました。私は、ここはしっかりと考え方を分けなければならないと思っています。どういうふうに分けなければならないかということ、支援していくお金の考え方は、やはり市がしっかりと考えなければいけなくて、その後の体制ができたときの運営の主体者は事業者であると、そこを分けて考えていくべきだと思っております。私がPFIの話をして皆さんなかなか理解してくれないので、ここでこれは1つの事例ですけれども、運営権PFI、要は運営権を任せるということについては、PFIじゃないとできないということがあります。先ほど、魚沼市はこれから5年、8年の間に、毎年40億……

佐藤（肇）委員長 質問があったんじゃないですか。

渡辺委員 はい。では、要綱を設置したほうがよいかと思うんですけれども、その辺りはどのようにお考えですか。

内田市長 協議会の要綱を作り、市が主導で一本化する組織を作ったほうが良いということだと思います。そういう方法を否定するわけではないのですが、市も何もやらないということではなくて、自らがやるんだというその組織作りは、夜だろうが昼だろうが市も出て一緒にやりたいと思いますが、それを長く続けるには、一緒にやるんですけれども民間主導の組織作りが良いと思っています。自分達がやるんだということを考えながら進めたいと、強く思っているところがございます。

渡辺委員 今ちょうど、私が聞きたいところを市長から答弁いただきました。聞きたいところというよりは、私とは意見が異なっているところが分かりました。先ほど途中でPFIの話が終わりましたが、この7～8年の間に市は40億、50億、あるいはどのくらいかかるかも分からないような公共施設の中長期的な計画を立てなければいけません。できればそちらのほうも、私はPFIの方式でやっていきたいと思っております。例えば先ほど言った大規模改修ですとかゲストハウスの支援なんかも含めて、中長期的に資産ができたとするならば、この運営権PFIにすると、市は毎年、例えば5億なら5億を30年間出しますと。それに対して受けるSPCは、こういう形で私達は運営をしていくのでそのお金を使いながら大規模改修などハード支援も含めてやりますと。これはもう本当に、民が主導です。民が主導で自分達で計画を立てて、民が手を挙げるわけですから。そうすると何がよいと言えば、先ほど市長が言ったように民間が責任を持ってやっていくことができ、市がそれを支援する。これが官民連携で、市にとって一番いいのは、いくらかかるか分からないような予算が、毎年同じ金額でもって20年なら20年出ていく。単年度の予算では絶対できないことを、やらなければいけないと。そしてまた国は、職員ですとかそういったところの人数削減についても言っている中で、市が経営するわけには

いきません。当然、民間からしっかりとやっていただきます。でも、市もしっかりと責任を持って取り組むというのが、PFI事業です。もしも市長とすれば、協議会を作っていくのもやぶさかではないけれど心配があるということであるならば、そういったことをしっかりと謳い込むような設置要綱にすべきだというふうに私は考えます。市長はいかがでしょう。

内田市長　この前も話をしましたが、PFIを否定するとかそういうことではなく、それを含めてどういう形がいいのかというのを、今はどうするという事は言えないですけども、これから診断士といったいろんな方達と進めていきたいと思っています。また、大規模修繕といったそういうものの経費を今からきちんと見るべきだということだろうと思うんですけども、市もそれは必要であるかも分からないんですが、事業者の皆様が例えば5年、3年で一本化になり、どこをどうやって経営努力するんだというときにはそれが出てくることだというふうに思います。3つのエリアでどうするのかというのがありますけれども、7つのリフトがあり6台の圧雪車がありモビルもある。そういったものをどうやっていくのかというのは、事業主体が考える中で市もどうするのかという話をしていかなければならないと思います。今、スキー場ごとにありますけれども、どうして行くというのは今のうちに、協議会もそうでありますけれども、そこが検討する、相談していくべきところではないかと思っております。

渡辺委員　市長はPFIを排除しないということですので、設置要綱を市長が作っていただけるかどうかというところを、私は問題視したいです。設置要綱の中に、PFIも含めたあらゆる運営形態を模索するとか検討するとかという文言で構いません。検討した結果、PFIではないかもしれませんが、それよりもこの10年間、市が責任を持つというところが明確ではなかった。そこをしっかりと明確にさせていただくためにも、設置要綱を作っていただきたいです。ここでなぜこだわるかといえば、スキー場をどうするかという条例ですとか指定管理は、私達議会に議決権があるんです。でも、この設置要綱だけは、私達に議決権はないんですよね。できれば、ここにいらっしゃる皆さん方のご意見を聞きながら、委員会としてもぜひ市長に設置要綱については委員会の総意として話ができないかなと思うんですが、委員長いかがですか。

佐藤（肇）委員長　今ほどの話に出ていますけれども、今回市長がこれからスキー事業者の皆さんに提案しようとする事業体や協議会の関係についての考え方。市長は、民間の主導で進んでいていただき、それについて市が支援をしていくという考え方。もうひとつは、協議会を市が主導でやっていただき、市が主導でやる以上は設置要綱の制定というのが必要になってくるのではないかと。その辺の話だと思いますが、それでいいですか。

渡辺委員　そうです。

佐藤（肇）委員長　その辺の考え方は、委員の皆さん方どうですか。

富永委員　先ほど発言させてもらいましたけれども、まさしくそういったものが必要だと思います。スキー場を民間だけでは厳しいですし、また市は全部やるべきじゃないと思いますので、市がやる部分と民間がやる部分を、一本の会社にしていくその途中の過程を協議していく、そういった協議会は必要だと思いますので、そういったものをどんなふうにするのか、目的だとかいろんなことを盛り込んだ設置要綱をぜひ作るべきだと思います。

大桃委員　今までの話の中で、前回の市長の思い、これについては分からぬわけでもないし、

スキー場の件についても10年間ずっと議論してきた内容でもあるし、答えを出していく時期ではあるというふうに思います。先ほどの条例の件とか、行政財産の件とか、いろんなところで話は出ていますけれども、これは民間のほうの各スキー場と協議をしながらということで、聞く側にしてみればすごくいい反応を示すことだろうとは思いますが一番難しいところであるというふうに思っております。その中においては、今話が出ている設置要綱、ここが基本となっていないと仕組みがくっついてこないとは思っています。3つのスキー場の考え方を重視して行政がどう対応していくのかということだろうと思えますけれども、私どもの委員会の中でもそれぞれのスキー場を訪ねていろんな話をさせてもらいましたが、なかなか一長一短ではないなと思っています。スキー場それぞれの考え方と行政の考え方、その間にワンクッションを絡めた協議委員会というものを作って対応していくということも必要なことではなかろうかと思っていますので、こうして取り組んでいくという設置要綱は必要なことだろうと考えております。ぜひ、その辺のところを示していただきたいと思います。

高野委員　私はこの存続方針の関係で、早くに経営事業者との協議を進めるべきだと思っています。というのも、今いろんな質疑が出ましたけれども、そういう話はこの市が提案した存続方針案の中に具体的にこうしたいという、市の考え方が出てます。それに対して事業者と調整をするということになっていきますので、私はこれでもって、まずは現在の運営事業者との協議を進めるべきだというふうに思っています。そういうことで、何点か具体的に質疑をしたいというふうに思います。

佐藤（肇）委員長　高野委員。そうすると、まだ、これから質疑があるということですか。

高野委員　この案については、そうです。

佐藤（肇）委員長　それでは、質疑の途中ですが、ここでしばらく休憩を取らせていただきます。

休　憩（14：30）

再　開（14：40）

佐藤（肇）委員長　それでは休憩を解き、会議を再開したいと思います。質疑中でしたので、高野甲子雄委員、質疑続行をお願いいたします。

高野委員　それでは、資料、存続方針案の大きい2項、一番下の関係です。これらの課題に向けてということで「③官民連携による適正な設備等投資を行う」ということになっていきますけれども、具体的にどのようなものが考えられていますか。

吉田産業経済部副部長　こちらの部分につきましては、まず1番の新たな組織の経営体。それを前提とした将来像を可能にするための行政支援の中で、当然事業者、スキー場事業者、市のほうと実際に今後、将来的にスキー場運営をやっていく中で何が必要なのか。優先的に投資すべきなのか。先ほど市長が申し上げたとおりでありますけれども、その中でどこの設備に集中的に投資をしていくのかという部分を、スキー場事業者と行政側とが連携した中で適正な、必要な設備投資を行っていくということでございます。

高野委員　次に、大きい3番の行政財産化ということで、「真に必要な設備投資を行う」とも

に、特定財源の確保に努める。」というのがあります。特定財源の確保ということは、基金みたいなものを考えておられるのですか。

吉田産業経済部副部長　こちらのほうは、普通財産のままいろいろな設備に投資するときに、今使える有利な財源として過疎債がございます。ただ、普通財産ということでその都度過疎債の借入れが対象となるのかどうか、当然協議が必要になってきます。それに反して、行政財産にした場合は、その使える特定財源の確保という部分では普通財産よりも有利な財源を見込むことができるということで、行政財産化した上でさらに市としての一般財源の持ち出しが少なくなる特定財源の確保、この部分をしていきたいということでございます。

高野委員　その下の運営体制の関係になりますけれども「指定管理制度の導入、ただし」とあります。この「ただし」の中の完全利用料金制として赤字補填や支給はしないとなっているのですが、完全利用料金制というのを具体的に説明していただきたいです。

吉田産業経済部副部長　指定管理者制度を導入した完全利用料金制ということですが、今もスキー場事業者の方はスキー場のリフトの収入により、それぞれ運営というのをやっております。これについては、今の現時点でもそのようにやっておりますし、スキー場施設の索道施設の維持修繕等々そういった部分を行政がやっている状況であります。今後、行政財産化されたときも、指定管理者制度を導入したいというふうには考えておりますけれども、その際も今の運営形態と同様にスキー場の索道施設におけるリフトの収入、その利用料金だけでスキー場事業者が必要な運営をやっていただくということです。通常であれば、指定管理に指定したときに、その施設にかかる年間の経費を市が指定管理料として管理団体のほうに支払う形になるんですけれども、今回のスキー場に関して言えば、それは市では行わずに、リフトの使用料でもってそれぞれスキー場運営にあたる経費を支払っていただきます。ただ、その中でリスク分担がございますので、大規模な維持修繕や大規模改修という部分は市のほうで投資を行っていくということです。完全利用料金制は、今と同じ体制がそのままいくという形になります。

高野委員　もう1点。それでは支援のハード面の関係です。必要な設備について対応するというので、「その他現有設備等は例年実施している維持修繕に留める。」ということになっております。今は更新しないけれども、という認識でよいのでしょうか。

吉田産業経済部副部長　ここの短期的投資で記載している部分でありますけれども、それぞれスキー場の索道施設の維持、点検補修等に関しては、現時点でも行政のほうでやっております。ただ、ここに記載している部分につきましては、ある程度、大々的に施設の大規模改修をしないといけない、当然設置してから経過年数も経っておりますので、そういった部分は今後の中で必ず発生してくると思われまして。この中で言う5年間につきましては、そういった大規模改修的な部分、最優先に取りかからなければならない部分がもしあれば、スキー場事業者と話し合いをした中で、まずはそこはやりましょう。ただしそれ以外につきましては、今の設備を今後も使っていただけるような最低限な維持修繕、今までやっている維持修繕ですけれども、そこについては今までとおりにやってみよう、という意味でございます。

佐藤（達）委員　今ほどの質疑の中で、完全利用料金制ということで、リフトの使用料を運用のほうに充てるということで理解できました。赤字補填への支給はしないということが

ありますけれども、温暖化の中で異常小雪ですとか災害ということも考えられます。そういった場合は、運用の赤字ということとは異なりますので、異常時への支援というのはあると考えてよいのでしょうか。

内田市長 赤字補填というのは、今もやっておりません。3年前の無雪のときのようなことを想定してやるということではございません。通常の中のことであります。

佐藤（達）委員 通常運営の中では赤字補填はしないというふうに解釈をいたしました。それから、支援のほうのハード面ですが、薬師スキー場につきましてはリフトが非常に老朽化しリフト自体に安全性が問題ということで、ペアリフトの架け替えを行うと記載されています。須原スキー場ですとか小出スキー場におきましても、いろいろと設備のほうが老朽化し早急な対応が必要というところも伺っております。こういったところも併せて、事業者を確認をして、どういったところを令和9年度までに行っていくのかを明記すべきではないか。要するに、令和10年以降の新しい体制に備え、設備のほうもきちんと更新すべきところは更新するという、そういうところのスタートラインを各3スキー場で合わせてもらったほうがよろしいんじゃないかという気がしますけれども、いかがでしょうか。

内田市長 私のほうで冒頭に話をさせていただきましたが、4月21日以降、まだ事業者の皆様とお話をさせていただいておりません。5年という話もまださせていただいておりません。今日も、3年とか年数が出ておりますけれども、そういうことを踏まえて事業者の皆様と話し合いをさせていただきということをお願いさせていただいているわけでございます。よろしく申し上げます。

佐藤（達）委員 今ほどのその下にあります長期的投資の関係なんですけれども「令和9年10月までに策定されている経営計画案を基に真に必要な設備等への投資を行う」とあります。これは事業者において投資を行うというふうに読めるんですけれども、大規模改修ですとか設備改修等は市のほうで行っていくと。それは令和10年以降もそういった方向であるというふうに考えていますが、この設備等への投資は市のほうで行うということではよろしいのでしょうか。

吉田産業経済部副部長 こちらのほうは、今後の協議の中で新たな組織体制にある程度の目途が立った段階で、当然その指定管理期間が終わったのち、持続可能なスキー場運営をやっていかなければならないわけですが、その際に今後はスキー場事業者の方からどの設備に集中的に投資をしていくのかという部分を含めて協議を行わせていただきます。その際に、行政として行政財産化したスキー場施設に対して必要な大規模修繕等々、そういった部分は市のほうで行わせていただくということでもあります。そういう意味で、ここに真に必要な設備等への投資を行うというふうな記載にさせていただいております。

佐藤（肇）委員長 かなりの質疑が出ましたので、私のほうで整理をさせていただきたいと思います。今回、市長提出の存続方針案についてなんですが、この中にはおよそ3つの課題が示されているのではないかなと思います。1つは、条例の制定をしていきたいということ。それからもう1つは、財産を行政財産化していきたいということ。それからもう1つは、指定管理でやっていきたいということ。それに向けて将来的には1つの事業者、ここでは5年と書いてありますけれど、これは今後の協議の中での話なんです、それに向けて協議体を設置していきたいという、そういったことであろうかというふうに思います。この中で、まだもうちょっと聞き足りないとかあれば、ここで質疑を取っていきたくと思

います。最初に、条例の関係であるようでしたら、お願いします。(質疑なし) ないようです。次に行政財産化するという考え方について、いかがでしょうか。

富永委員 行政財産化をして明確化するというふうに記載されています。先ほど、過疎債等を考えているとのことでしたが、スキー場条例だとかスポーツ振興条例だとか体育施設管理条例だとか、条例の種類によって過疎債が使えるか使えないか、そういったものはあるのですか。

吉田産業経済部副部長 一応そのようなことはないということであります。

佐藤(肇)委員長 他にどうでしょう。(質疑なし) ないようですので、もう1つの指定管理の考え方、この辺についてはいかがでしょうか。この中では5年とっています。5年は長くて3年がいいのではないかとといういろんな考え方もあろうかと思えます。どうでしょう、委員の皆さん。市長提案は5年ということで、この中でなんとか結果を出したいということだと思えます。

渡辺委員 先ほども言いましたし、市長のほうもそのように答弁をしていると思えますけれども、一応確認として。5年という指定管理期間の間に目途がついた場合には早めに新たな組織を設立し運営していくということで、間違いはないでしょうか。

内田市長 そこも、5年という話をまだ事業者の方にさせていただいていないです。今、出ているような話も含めまして、しっかりと話を進めたいというふうに思います。

佐藤(肇)委員長 他に質疑はありませんか。(質疑なし) ないようでしたら、次にもう1つ、協議体の関係です。やはり市が主導でやっていただきたいという委員の意見が多かったように思います。これからの協議ということになるかと思えますが、市長としては市が出ていかなければならない、とりあえず話を持っていくという部分だろうと思えますので、もう一度その辺についてどうでしょう。

内田市長 先ほども言いましたけれども、まだ全然、5年という話を事業者の皆様にしておりません。この前の委員会、そして今日の委員会の話も含めまして、設置要綱ですとかそういうことも含めて、事業者の皆様方とまず話を1回、2回させていただきたいというふうに思っております。

渡辺委員 市長のほうは、まだ設置要綱を作る作らないということは、ここで決められるものではないので、そういう意見が委員会の中でもあったということをもって、事業者の方々への説明に行かれるということでしょうか。

内田市長 当然そういうことも、話を出しながら進めていきたいと思っています。

渡辺委員 それは市長の考え方で、そのようにしていただくということだと思えます。ですが、言い方は失礼なんですけれども、恐らく事業者の方もこれまでみたいに自分達に全て責任を押し付けられてしまう。協議体を作ってくださいとか、どちらかという市のほうは、私達は主導ではないですよ、あなた達ですよと、責任の所在がどっちにもないような形になってしまうよりは、私は設置要綱があったほうが良いというふうに思っています。先ほどから委員長のほうにはお願いをしておりますけれども、皆さんの中にもそういうのがあったほうが良いだろうというお話でした。私も実は、事業所にとってもいいのではないかと思います。事業所の方が反対するのであれば、そこは委員会としても考えますけれども、できれば委員会として設置要綱を市に作っていく方向で促したいと思うので、できればこの委員会の中でそのことについてだけはお願いします。他の3つは、予算もそうだ

し指定管理もそうだし条例もそうだし、全てが私達に議決権があるんです。でも設置要綱だけはある意味議決権がないので、委員会として皆さんの総意を私は図っておくべきだと思います。

佐藤（肇）委員長 分かりました。今ほど渡辺委員からの話、それからそれぞれ委員からも、この協議会については話が出ております。要綱については、案として用意をしていただくような形でしょうかね。1回話に行ってきた中での話だと思います。いきなりここで作ってこうしろと委員会がやるわけにはいかないと思いますので、協議に市長が行ってきた後でこの辺の考えを私は示していただきたいなというところですが、どうでしょう。

富永委員 そうではなくて、ぜひ委員会の意見として、市も含めて3事業者と今後どうやっていくのだという協議会の設置要綱は作っていただきたい。それを、どこかに示してもらいたい。

佐藤（肇）委員長 今ほど、渡辺委員、富永委員から協議会に対する設置要綱について提案がございました。委員会として、考え方をまとめておきたいと思います。この考え方について、どうでしょうか。ご異議ございませんか。（異議なし）異議がないようでありますので、今後この協議会設置にあたりましては要綱を作り、市のほうで主導する形で設置をしていただきたいということで、委員会の意見として付け加えさせていただきます。なお、6月23日に委員会に提出いただきました魚沼市市内スキー場の存続方針（案）について、これをもって市内スキー場事業者さん方との協議にこれから市長が臨まれるということであります。これについて、委員会として認め、これでやっていただきたいということで、よろしいでしょうか。

渡辺委員 今それぞれの皆さんの意見が出ましたので、これは市長の案ではありますけれども、今日の会議録は精査していただいて、議会の委員会の中ではこういう意見があったと一緒に持っていく協議いただけたらと思います。それともう1つなんですが、皆さん先ほどありがとうございます。設置要綱について、この委員会だけでも皆さんの総意が取れたということは、私は大きいと思っております。これから協議体を作っていくにあたっての設置要綱をどうするか、事業者の方々と検討して、事業者がそれは作らず自分達だけであるということになった場合には設置要綱も必要ではなくなるかと思っております。もし事業者のほうも市と一緒にやる、市が責任を持って仮称ですけど新たな組織体制編成協議会を運営するんだということになったら、設置要綱がまとまりましたら市として公表する前にこの委員会の中で言っていただきたいということを付さしていただきたい。

佐藤（肇）委員長 今の意見、先ほど全会一致でご同意をいただきましたので、委員会の意見として付させていただきます。それぞれのこれからの協議に市長が臨んでいただくということで、委員会として承認をさせていただきます。ご異議ございませんか。（異議なし）そのように決定をさせていただきました。よろしく願いをいたします。他にありませんか。（なし）ないようですので、市内スキー場については本日は以上とさせていただきます。なお、ここで執行部につきましては終わりますので、執行部から他に報告等あればお伺いをいたします。

内田市長 ありません。

佐藤（肇）委員長 他に委員の皆さんからはありませんか。（なし）ないようですので、ここで退席をお願いいたします。ありがとうございました。（執行部退席）

(2) 行政視察について

佐藤（肇）委員長　引き続き、日程第2に入ります。行政視察についてを議題といたします。前回の委員会、視察先に対する質疑等について提出をいただいております。資料がありますので、議会事務局のほうから説明をお願いします。

佐藤議会事務局長　右肩のほうに、各委員のお名前が書いてございますけれども、各委員からいただいた質問事項については、これで各視察先へ送らせていただきます。内容についてはまた後でご覧いただきたいと思いますけれども、これ以外にも当日までに聞きたいことについてはお考えいただきたいと思います。簡単ですが、以上です。

佐藤（肇）委員長　提出いただきました3人の質疑があります。この他にも当日までに何かあるようでしたら、そのときにまた発言をしていただくというようなことで、よろしいでしょうか。（異議なし）では、この件については事務局のほうから視察先に事前に届けていただいて、当日に臨みたいと思います。よろしく願いいたします。なお、現在、新型コロナがまた多くなってきております。その辺の対応について、委員長、事務局に一任をしていただければありがたいです。県や国等の緊急事態だとかいろんな対策になった場合、移動制限が出た場合は、実施は困難となります。1週間前程度にその辺の決定ができればいいなとは思っているんですが、それでいかがですか。

渡辺委員　今現在は、国のほうは新たな行動制限はしないというお話になっているかと思いますが、それが変更になった場合ということですね。

佐藤（肇）委員長　行動制限が出た場合です。

渡辺委員　はい。よろしく願いいたします。

佐藤（肇）委員長　よろしいでしょうか。それでは、委員長、事務局に一任をお願いしたいと思います。本件については、以上とさせていただきます。

(3) その他

佐藤（肇）委員長　日程第3、その他を議題といたします。他に、その他ございませんか。（なし）ないようですので、本日の会議録の調整については委員長に一任をお願いします。これで、本日の産業厚生委員会は閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉　　会（15：09）